

平成 27 年

南三陸町議会会議録

第3回定例会 3月3日 開会
3月23日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 3 月 23 日 (月曜日)

第 3 回南三陸町議会定例会会議録

(第 7 日目)

平成27年3月23日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	遠	藤	健	治	君

会計管理者	佐藤	秀一君
総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	阿部	明広君
建設課長補佐	佐藤	勉君
建設課技術参事 (魚集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	佐藤	孝志君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	仲村	孝二君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道課長	羽生	芳文君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤	広志君
公立志津川病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課兼財政係長	佐々木	一之君

教育委員会部局

教育育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	通君
生涯学習課長	及川	庄弥君

監査委員会部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	芳賀	俊幸君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長

阿部明広君

事務局職員出席者

事務局長

芳賀俊幸

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

議事日程 第7号

平成27年3月23日（月曜日） 午後2時10分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 平成27年度当初予算審査特別委員会報告
- 第 4 議案第50号 平成27年度南三陸町一般会計予算
- 第 5 議案第51号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第52号 平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 7 議案第53号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第54号 平成27年度南三陸町市場事業特別会計予算
- 第 9 議案第55号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第10 議案第56号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第57号 平成27年度南三陸町水道事業会計予算
- 第12 議案第58号 平成27年度南三陸町病院事業会計予算
- 第13 議案第59号 平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算
- 第14 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第62号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 発議第 1号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 発議第 2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 第19 請願3の1 防災対策庁舎の宮城県への移譲を求める請願書

第20 陳情3の3 防犯カメラの設置に関する陳情書

第21 閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

午後2時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 長期間にわたっての予算審査特別委員会、大変ご苦労さまでござります。本会議のほうもよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

阿部 建君が退席しております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において14番三浦清人君、15番山内孝樹君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長提出議案3件、議員提出議案1件、陳情1件が追加して提出され、これを受理しております。

次に、平成27年度当初予算審査特別委員会より、お手元に配付しておりますとおり委員会審査報告書が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 平成27年度当初予算審査特別委員会報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、平成27年度当初予算審査特別委員会報告を行います。

平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。
お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に審査報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については各会計ごとに行います。

以上で、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告を終わります。

日程第4 議案第50号 平成27年度南三陸町一般会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第50号平成27年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番です。

高台造成、かさ上げの工事が進んでおります。復興期から発展期へといわれる中で、町民、特に仮設住宅で暮らしている方々は、非常に肉体的、精神的、また経済的にも厳しい状況になっております。資材不足や資材の高騰、人手不足が言われる中で、住宅の再建、中小企業事業者の事業再開への支援は不十分だと思います。住宅の再建を諦めざるを得ない人もふえていると聞いております。一時的とはいえ、被災土地の売却による国保や介護保険などの税負担も増えております。国保に対しては、およそこの30年間で国の支出金が事業収入の50%から今約半減されております。国庫支出による保険税の値下げをすべきだと思います。介護保険に対しても国の支出を増額するとともに一般会計からの繰り入れなどで値上げは中止すべきと思います。

被災者への医療費免除についても、対象者が非課税世帯に絞られたままで、被災者の負担がふえたままであり、所得制限なしの免除に戻すべきだと思います。

町民の生活再建、住宅再建を支援するためにも住民負担をふやすべきではないと思いますので、本議案第50号には反対をしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。山内昇一君。

○10番（山内昇一君） それでは、私は賛成の立場で討論します。

本町は震災から4年を経過し、現在復興途上であります。近年の高齢化社会に邁行した地域医療を担う拠点としての町立病院建設、保健福祉施設など大変重要な施設整備の推進中であります。国からの各都道府県より、制度の移譲、変更の動向の向きもあるようですが、制度運用は安定的維持が非常に大切です。今後は事業運用を通して近年の高齢化社会に向け、町民の健康維持の強化に意を用いることを切望し、賛成とします。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました

日程第5 議案第51号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第51号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

国民健康保険についても国の支出金が減らされたまま住民の負担がふえておりますので、国の支出金をふやして、また一般会計からの繰り入れを考えて負担を減らすべきだと思いますので、この案には反対をします。

○議長（星 喜美男君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。8番は、議案第51号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

国民保険制度につきましては、国民皆保険の中で、いわゆる相互扶助の精神の中で、いわゆ

る医療に対して絶対必要な制度であろうと。ましてや、今般の予算の中ではいわゆる保険税の値上げもなしという形の中で、将来的な形も懸念されますけれども、一応本年度については従来どおりの運営ができるものと理解しております。そういう意味から本議案に賛成いたします。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました

日程第6 議案第52号 平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第52号平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました

日程第7 議案第53号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第53号平成27年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

介護保険に対しても27年度値上げになりますので、国の支出と一般会計からの繰り入れなどによる介護保険料値上げを中止すべきだと思いますので、本案には反対をします。

○議長（星 喜美男君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。10番、山内昇一君。議席番号を言って举手してください。

○10番（山内昇一君） それでは、賛成の立場で討論します。

ただいま、復興途上でございますが、新病院建設に向けては透析治療などを可能とする多様な内容で充実を図っていく内容です。今後の町民の高齢化社会に向けて、町民の健康志向を支える解決から町民の健康維持の政策に意を求めて賛成とします。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号を起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました

日程第8 議案第54号 平成27年度南三陸町市場事業特別会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第54号平成27年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました

日程第9 議案第55号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第55号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

阿部 建君が着席しております。

日程第10 議案第56号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第56号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号 平成27年度南三陸町水道事業会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第57号平成27年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号 平成27年度南三陸町病院事業会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第58号平成27年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第59号 平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計 予算

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第59号平成27年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

本案については、平成27年度当初予算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

日程第14 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第60号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第60号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、神割崎キャンプ場及び神割観光プラザについて当該施設を管理する指定管理者を議会の議決を経て指定するものであります。

内容といたしましては、一般社団法人南三陸町観光協会を指定管理者として、今年4月1日から5年間指定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 細部説明をいたします。

議案関係の参考資料をお開きください。

資料の記載に沿って説明をいたします。

管理団体候補者の詳細と選定の経過についてでございます。

団体の概要でございますますけれども、上段記載のとおりでございます。

約員数27人、職員15人でございます。

募集の状況でございますが、公募によるものでございます。

行おうとする業務は施設の使用許可関係及び維持管理でございます。

選定の経過でございますが、ことしの1月14日に募集方法を決定いたし、2月27日応募を受け付け、3月5日に審査会に付し、指定管理候補者を選定いたしました。

主な選定理由でございますが、審査委員会の審査の結果、募集要項の基準に照らし、指定管理者として適當と認められたものでございます。

なお、追加の資料といたしまして、ただいま候補者の団体から提案された事業計画書、それから今回の審査委員会の委員名簿を添付してございますので、ご参考に願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この件に関しましては、予算特別委員会でも質疑をさせていただきまして、いよいよ選定した結果、随意契約という形で契約を結ぶと。そしてまた、この議会の議決を得るための議案ということに手順といたしましてはなっておりまして、私、前回も申し上げましたようにプロポーザル方式での選定の仕方、このプロポーザルの一番の目的というのは透明性、誰が見ても、どなたが考えても正しいやり方であると。透明性が確保される。そして、その透明性を証明しなくてはならないということになっております。

その結果と公表という、結果が出て公表というのがありまして、どういった内容の提案に対し、審査基準にのっとってこういった点数が入ったと。したがってこの団体を指定したいというようなそれまでの経緯、経過、審査の内容等も公表がなされなくてはならないということになっております。

また、審査に当たった方々の名簿の公表、これも大事であります。特に外部からの審査委員が入っていた場合におきましては、この外部委員の皆さんには費用弁償を多分支給したと思います。それということになりますと、やはり公表する、説明する義務と、また町民からしてみれば知る権利という観点から公表ということになるわけであります。

第1回目の質問、これをしようと思ったんですが、執行部の配慮によりまして、審査委員の名簿、それから当該団体からの申請、要するに企画内容、提案の内容が出されました。こういった内容であるから審査委員会は高得点を入れて決定したんだという内容だと思います。これはこれで了とします。

ただ、黒線がありますね。黒線、これは執行部側で線を引いたのか、あるいは申請側で黒線を引いたのか、この辺ですね、執行部でやったんであれば何が支障を来すのかですね、その辺のところお聞かせください。

そして、このプロポーザル方式の最も大事なことなんですが、透明性を確保するための手段といいますか、従来のプロポーザル方式であれば、一次審査と二次審査とあるわけですね。例えば10社が募集をかけたと。半分の5社に絞らなければならないということになれば、一次審査で5社に絞ると。二次審査は追って審査委員の方々に連絡をしますと。そうすると、その際に一番大事なことはここなんですが、申請している団体の関係者とは接触をしないでくださいということを審査委員にはつきり申し上げなければならないと。要するに関係団体

との接触の禁止ですね。接触の禁止というのがきちっとたわれてあります。

そして、審査する当日に審査委員長が審査委員に対し、接触はあったかなかつたかという確認をとらなくてはならない。もし、その段階で関係者と接触ということがあったとするならば、その接触の内容もいろいろありますが、いろいろありますが、審査に影響を及ぼすような接触があったかなかつたかということを審査委員長が審査委員に確認すると。で、審査に入ると。そのときに接触があったということになれば、その段階でその団体は失格であります。審査する必要はないということになっておりますので、そこで確認といいますか、質疑なんですが、審査委員長は審査委員に審査の前に接触があったかなかつたかの確認がどうだったのか。多分あったと思いますし、なればならない。それをまた証明するものがどこにあるのか。例えば会議であれば議事録がありますよね、議事録。そういった審査委員会の中での議事録等がもしもあるんであれば出していただきたい。それを確認したという内容のものを証明できるもの、確認できるもの、それを出していただきたい。

とにかく何度も言うようですが、このプロポーザル方式というのは透明性の確保、それをきちんと証明しなければならないということになっておりますので、その辺のところの確認もしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） お手元の名簿にございますように今回の審査委員会の委員長は私でございます。今、三浦議員ご指摘の各審査委員に今回応募された業者との接触の有無について事前に審査会で確認をとったかということでございますけれども、審査会で改めてその確認はいたしてございません。当然、確認行為そのものが指摘事項だといえばそういうことかもしれませんけれども、当然審査委員についてはそういうことがなされない、すべきじゃないという前提もございましたし、それから応募された業者においてもそのことは当然ないという認識もございましたですから、そういった確認はいたしてございませんでした。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 計画書のマジックでブラインドの関係でございますが、個人の名前を消してあるのだろうと認識してございます。指定管理事業者の候補者の代表としては構成員でございますので問題はないんですけども、個々の個人での部分になりますと、まだ正式に管理者として決まっていないということもございますし、決まったのちに正式に指定管理の準備に向けての個々の活動とかそういう部分に入るという部分もあって、個人の名前をブラインドさせていただくという配慮をさせていただいたものであります。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 失礼しました。今、だろうという企画課長の発言申しわけございません。私のほうでこの資料を塗りつぶしたもので、担当課ということで当方の資料を出す際にご審議いただくうえで団体名とその責任者がきちんと入っている資料でもございましたので、それ以外の方々の個人的な名前の部分につきましては、プライバシーに配慮したつもりで黒塗りにさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初の確認をしなかったと。これは接触の禁止ということで、審査委員は何日に審査しますよということになっているわけだ。その間、審査まで審査委員の方々は接触をしてはダメですよという話をまずもってしておかなければならない。審査の当日に接触があったかなかったかを確認して審査に入らなければならない。先ほど言いましたように、もし接触があったとするならば、要するに審査に影響を及ぼすような接触があったとするならば、その段階でその団体は失格ということになるんです、失格。

確認をしないということになりますと、これプロポーザルのやり方、あり方は全く覆すようなやり方ですよ。名前は公表するは、確認はしなかったは、透明性が保たれますか。ちょっと誰が考えても不思議なことですよ。

それから、何です、担当者の名前がプライバシーになるんですかね、黒塗りになっていますけれども、どういう書類が出て、どういう審査をしなければならないものを公表しなければならない。そして、結果も公表しなければならない。だって、黒塗りは担当課で消したというんでしょう。なぜ消すことあるの。審査をした内容をですよ、出さなきゃならないんです。それから、何ですか、どの団体なのかわかつていな。わかつていなのを審査して決定したんですか。（「団体名も入っておりますので」の声あり）何であろうが審査したんでしょう。皆さんのが審査するとき、この黒塗りというのはなかったんでしょう。その後に消したんでしょう。我々に出す段階で消したというんでしょう。我々はどのような内容のものを審査したんですかということを知る権利があるんですよ。だって、中身がわからなくて、どういった何が出てやっているのかわからないのに可決してくれというんですか。透明性を言っているんですから、私何度も言っているように。

それから、審査委員の名簿、副町長以下12名の方々が審査委員、外部から2名ということでわかつたんですが、そこでお伺いしたいのは、この12名の中に南三陸町観光協会の会員になられている方はいないとは思うんですが、その確認をとったでしょうか。関係者とは接触し

てはダメですよと、そううたわれている、接触。私はないと思っているんです。この12名の中に観光協会の会員の方が、もしあったとするならば、その前に確認ですね、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 町内の観光協会なので、関係がどうなのということにはなるんでしょうけれども、少なくとも会員として在籍されている方はいらっしゃいません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） いらっしゃらないと思います。確認したんですかということ、確認。その確認した証明も欲しいわけ。私どもも確認しなきゃないから。いらっしゃらないと思いますでなく、私が言わんとしていることは、後で何かの形で問題になってはまずいなと思ってくどくやっているんです。公正取引委員会などにどなたかが何か言ったら、これはあるいは県、宮城県から指導を受けました、このやり方について。名前も公表して審査に当たりました。接触の確認もとりません。審査委員が協会の会員になっているかなっていないかわかりません。わかりませんというか、なってないと思うということであれば、なっていないという証拠というか、それが欲しいんですよ、私ね。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時50分 休憩

午後2時56分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 大変お待たせいたしました。

観光協会の会員になっている人はいないかということでございまして、これにつきましては会員になっている方はいらっしゃいませんでした。

ただ、念のため申し上げておきますと、商工会、森林組合は観光協会を構成する1団体としては登録されてございます。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） それと、今の2件目の質問について、いわゆる氏名を公表したということについては、さきの委員会の中でもご指摘ございまして、お話ししてございますけれど

も、議員がおっしゃるように一般の例えは建築工事であったり、あるいはコンサルを決めるときにはある意味それが正しい方法だということについては承知をしてございます。過日もお答えいたしておりますように、募集をする段階で、あの種のものはある一定の参加条件を定めてございます。実績であったり、総合評定であったり、この方々以上の方々であればまづもって基本的な参加資格を供与すると。その上で内容を吟味するというのが、確かにおっしゃるような一般的なプロポーザルでございます。

今回の指定管理者のプロポーザルのあり方で、いわゆる業者名が公表されて審査されたということは公平性に欠くというご指摘でございますけれども、今回のような業務については、これはやはり企画書の内容だけじゃなくて、当然いろんな団体が参加してくるわけでございますけれども、その団体が果たして企画書をどれだけ実効性を担保できるのか、体制がどうなのか、そういうことも含めて当然評価の対象にしているというのが常道でございますので、それを持って公平性が欠けているという話については多少違うんじゃないかと。これまででもプロポーザルでそういった指定管理者については、他の施設もそうでございますけれども、匿名で1社だけという場合を除いてプロポーザルで伏して決定をいただいた分については同様の扱いをしてきておりますので、そこはあらかじめご承知をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 副町長、今副町長が言わわれているのは、私が最初のほうで疑問を言った名前の公表についてのお話。確認はどうなんですか、確認。

反論するわけではないんですが、今回の場合は一発勝負でやったわけだ。一次もなければ二次もない。一発勝負の審査であったんですね。そうなりますと、副町長が言ったように適正な団体であるかどうかということは受付の段階でやるべきであるんですよ、一発勝負の審査をするんであれば。受付の段階で適正な団体であるかないかということで本当はやって、そして審査委員が決まって通知を出す。そして、その審査委員の方々には何月何日に審査をしますので、その間関係団体との関係者とは接触はしないでくれということを話さなければならない。そして、審査の当日、入る前に接触があったかないかということの確認をすると、それがやり方なんです。

なんかよそのプロポーザルがどうとか、今度の指定管理がどうとかじやなくて、よそはよそで今議題としているわけじゃないんです。私が議題としているのはあくまでも今回議案として出されたことについてのことを質疑しているんでね。それは後でまた別なときにでもやり

ましょう。

今度は名前の黒塗りの問題。私はどのような形で、どのような団体、どのような内容のものが提出されたものについての審査がどうだったのかということをとりただしているんですから、これは黒塗りする必要はない。なってはならないということ。

それから、商工会と森林組合、観光協会の会員になっている団体として。その事務局長さんと副組合長さんですよ。関係者でないですかね、個人的でなくとも。私は関係者と接触してはならないということをうたっているのにもかかわらず、審査する方が関係者だということを言っているんです。当然、そこにはやはり審査に影響を及ぼすようなことはあるのではないか。これは客観的なものの考え方ですよ、客観的なね。それを言っているんです。

ですから、審査委員を選定するにもやはり全く関係のない方をするべきではなかったのかなと私はそう思うんです。

これ以上言ったって、なかなかそれ違いだし、また後で別な機会にやりたいと言って、副町長さんとやりとりするのが最後かなと思って非常に寂しい思いで今やっているんですがね。これ以上言ったってお互いにね。ただ、後で問題がなければいいんです。それを我々は知つていて可決ということになれば、我々の責任も問われますので、そこだけなんです。その確認お意味でいろいろとお話をされておるんです。終わりります。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） いわゆる審査の前に関係者との接触の有無について確認はという分については先にお答えしたとおりでございまして、手続上、一つ一つきちんと確認をすべきだというご指摘についてはまさにそういうことだらうと改めて認識をいたしますけれども、さきに申し上げましたように、当然それは職員を含め、基本的認識として持っているものということで、それから当日特にそのことに対して事務局からそういう事実関係について話がなかったということもありますて、委員長として確認をとらないまま審議に入ったということでおございまして、以後この種のものについては一つ一つ事務手続も含めてしっかりすべきだろうと思います。

それから、後段の結果として審査委員そのものが関係者でなくとも一つの組織として関係があるのでそいういう疑義を持たれる可能性もあるのではということについてはご指摘のとおりだらうと今改めて思ってございます。審査委員の選任に当たっては、先ほど冒頭これまでの審査会の進め方のスケジュールといいますか、そういう中でご説明申し上げましたように、当然どこが申し込むかもちろん全く情報がない中で、この神割崎の観光プラザについて、今

後どういう形で公募していくかという審査委員のときの審査委員でございまして、そのまま引き続き審査委員ということでお願いをした。結果として関係があると言われてもというような団体も含めて応募されたということでございまして、そこはこれからはやはり一次の分と実際そこに当たる場合については、もっとやはり緊張感とかそういうのをしっかりと持ちながら少しでも疑義を持たれることのないような形で審査会の運営なりをやっていくべきだろうと今改めて思っておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。1点ほどお伺いいたします。

この管理事務従事者ということで、2名の方がレストラン兼務で業務に当たられるわけですけれども、果たして800万の予算委託で2名の人で間に合うのかどうかお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ページ数が振っていないのでちょっとあれですが、黒塗りのされているところの内容のご質問ということで受けとめさせていただきます。

管理事務従事者常駐、それから臨時職員2名とあって、レストラン業務兼務というような記載になってございますので、ここは管理業務をしながら自主事業のレストランの運営にも当たる体制で2名を常駐とそれから臨時職員で賄うという意味だと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そこで、会計事務1名ともありますけれども、この会計事務も含めての2名なんでしょうか。というのは、去年、新聞報道になられました会計の不祥事ということで出ましたけれども、今町の委託事業も4,500万近い委託事業も27年度観光協会に委託されます。そういう中で、またそれにこの神割の800万、観光協会に委託されるわけなんですね。27年度、急激に仕事が大幅にふえているわけなんですけれども、そういう昨年みたいな不祥事が起きないと思いますけれども、念のためその辺はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご提案のこの資料の名簿を見る限り、新規に雇用してここに従業員を充てるという考えになっているようですので、体制的にはプラスされたスタッフでやる計画でございます。予算のほう先ほど答弁漏れましたが、指定管理料に加えて、使用料収入も入れながら自主事業などでもその事業の収益性を確保しながら、これらの方の人工費を賄う計画とされてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この観光協会の委託事業は、とても町としても大きな仕事でございます。

交流人口にも影響します。町の施策のかなめとなる事業でございますので、ぜひこれらは観光協会にだけ任せておかないで、目を光らせて指導していく必要がありますので、その辺に力を注いでいただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。阿部 建君。

○9番（阿部 建君） いろいろ質問、答弁を聞いているわけですけれども、この違法性があるのかないのか、黒塗りの内容によってね、そういうことはいかがですか、これは採決が入るわけですけれども、違法性のあるものは採決できませんから、その辺は違法性が絶対ないということであればよろしいわけですけれども、いろいろ聞いていると、何かひっかかりがあるものですから、それについて説明と答弁をさせてください。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後3時10分 休憩

午後3時11分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

答弁は。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 提出する側といたしましては、この中に新たなスタッフなのかというご質問にもお答えしたとおり、年度末3月、この時期に個人的な名前で出てきている新しい方々が、もし指定管理としてこの場で否決とかになったときに、この先に新しい仕事を探したりしなきゃならないだろうなという思いがありました。そんなことへのもろもろの個人的な生活への影響などを配慮すれば……。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 先ほど三浦議員にもお話ししましたけれども、これで透明性が確保されていないのではというお話でございますけれども、ここは提案者がそれぞれ今予定される従業員の名前を消した部分でございますので、議会の議決分として提出する資料としては違法性は全くないと。個人情報ということで黒塗りにさせていただいたということでございまので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず、今急にこの事業計画を見せていただいたんですけれども、まず最初に2ページ目の3つのキーワードの中で、これらで収益を上げられる部分というか、どういった形で上げていくのかまず説明、プレゼンあったのかお聞きしたいと思います。

あとは商工会さんがもし受けるとなった場合に、誘客のイベントなんですかけれども、現在商店街でやっているいろんなイベントを神割にも持ってくるというそういう形でいいのかどうか。

あとはスローフードという言葉で説明がありますけれども、その中の説明の中に現在使われていない部分、畑、農場体験、集客、レストランで調理、試食、宿泊、このような説明があるんですけども、レストラン等もどのような形でやっていくのか。

あとスタッフ4名ということなんですかけれども、それで私が一番心配なのは、草刈りは大丈夫なのかというそこのところなんですか。

あと事業計画書なんですかけれども、ほかの応募者もこんなに立派な計画書だったのかどうかということで、私、以前プロポーザルの入札を審査するときにはワンペーパー、あれは建物の設計のプロポーザルだったんですけども、ワンペーパーみたいなやつで匿名性を持ったまま審査するというんですけれども、これだとほとんど出ているので、その部分はよその業者の部分はどうだったのか。そして、もし観光協会さんが受けた場合に、アムウェイとの関係はどうなるのか、そこのところももし確認していただけたらいいんですけれども。

それと、資料として今回の議決に必要かどうかはあれなんですかけれども、ちなみにほかの応募者のこういった事業計画書というのは、この議決する上で出せるのか出せないのか。

以上、何点か伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番議員、一つ確認しておきますけれども、最初商工会と言ったんですけれども、あれは観光協会の間違いですか。（「間違いです」の声あり）

産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） まず、2ページ目のご質問からだったと思います。（1）、（2）といろいろたくさんあって、これらの事業の収益性みたいなことでのご質問だったと思うんですが、この欄はいわゆるその組織が類似の事業、あるいはこの事業をやるためにそれ以外の業務としてやっている実績を示して、今回の提案を実行する遂行能力を立証しようとして書いている部分なので、これ自体は収益の面で全く関係ありません。これは観光協会として受託して別枠でやっているものとご理解いただきたいと思います。でいいですかね。じゃ、済みません、次にご質問いただいて。

それから、イベントのやり方というお話でしたが、イベント自体はここでの提案は観光協会でたくさんいろんなイベントをやっておりますが、ここの神割崎を会場に実施していこうとするイベント事業として記載されております。

ただ、観光協会の特徴としましては、独自に行っている、こちら町内での体験活動などと組み合わせながら、神割崎の有効な施設利用をしようという流れの提案はイベントとしてとられることができるのかと思います。

それから、アムウェイとの関係というご質問ですけれども、特段その部分での関連性とかは計画の中では出てございませんし、問題ないと思います。

草刈りにつきましては、従来やってきた方々との引き継ぎの中で、どの程度の作業量になるか、あるいはやり方の工夫などをしながら、実践していくということで、現在機械なども用意することも案に入れているようございます。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今回応募いただきました他の団体でございますけれども、いずれも真摯に提案をいただいてございます。それぞれ各団体ごとの特徴といいますか、提案の内容にそれぞれ特徴があるわけでございますけれども、審査委員会としての総合的な評価の結果として、ただいまご提案を申し上げている団体を指定管理者候補者として決定されたということです。

資料の提示でございますけれども、本議案とは直接的には関係のない部分でございますし、何といいますか、どういった他の団体が内容で提案されたのか、もし関心がございましたら、それぞれ別な行政手続きをとっていただいて確認をいただければありがたいと思ってございますし、委員会といたしましても、先ほど議員から指摘されました審査委員会の進め方に一部必ずしも適切じゃない対応があったんだということについては、率直に反省をいたしますけれども、審査委員の権能と責任において審査をした結果を町長に報告し、町長がそれを議会ということで提案をしているということでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 最初の答弁だったんですけれども、私3つのアドベンチャー、エコツーリズム、スローフード、それらを目標に上げた限りは、それを実行することによって収益がどういった部分で上がるのか、そこを聞きたかったんですけども、例えばこれは参考に上げたといったんで、実際これから神割のキャンプ場を回していく設計図の一番大切な目標だ

と思うんですけども、それを実現しながら収益を上げていくという、その部分をどういった部分で収益を上げていくのか知りたかったんですけども。ちなみに、観光協会さんのプログラム再生を目的とした形ということで、いろんな実績を上げられていましたけれども、例えば学びのプログラムですと、取扱額3,100万ぐらいで受け入れが約5万人とすると1人当たりの波及効果は620円でして、次のプログラム実績も大体1,700万で3,600名当たりにすると4,800円、うたちゃんショップについては900円、みなみな屋さんでは680円、そして一番の復興市なんですけれども、それを単純に割らせていただいたら1人当たりの単価は210円でした。そういういた旨でのイベントをしてどういった形で地域の方たちもお金を落としていくのかということが私は心配なんですけれども。

そこで、さっき言った3つのうちでどういったやつに力を入れていくのかということを確認させていただきたいと思いました。

あと草刈りなんですけれども、今機械を用意してということなんですけれども、私は一番そこのところだけ心配なんですが、どのような形になっていくのか。

ほかの応募した業者の資料ということですけれども、副町長から答弁あったんですけども、特段の関連性ということで、どんな提案がなされたということなんですけれども、それは行政手続を踏めば見れるということですけれども、これは後でもいいんですが、私行って確認したいと思います。

そこで、例えばここで資料が出せないにしてもおおよそ業者が10も20も応募したわけじゃないので、例えばなんですけれども、ほかの応募した業者は今回の上がっている3つのキーワードがありますけれども、ほかの事業者ではどういったことを目標に応募したのか、もしさういった分だけでもこの場で答弁というか、お答えできるんだったらお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） キーワードに続く事業計画といいますか、収益性にどうつながるのかあたりのお答えになるかどうかあれなんですが、議員お尋ねのアドベンチャー、エコツーリズム、スローフードというものは管理運営の方針というところに記載されてございまして、要するにお客様たちをどのような形でお迎えして喜んでもらうかというところも観光協会としての今後展開していく事業のキーワードとして、象徴的なものとして挙げているにすぎないと思いますので、それぞれの一つ一つの例えばスローフードというテーマで幾らもうかるような事業になっているかというようなことにはちょっとお答えできる状態にはあり

ません。

ただ、具体的に一番示されているだろうと思えるのは、この左側の升のところの4という資料というところ、集客対策とございます。ここにも具体的な（1）から（3）まででしょうか、それぞれ取り組みの具体例が出てございますし、①は利用者増に対する具体的な取り組み、②は観光プラザの利用についてそれぞれ具体的に記載されてございますので、ごらんいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 他の団体の提案のいわゆるアドベンチャー、エコツーリズム、スローフード的な方針のところの私の記憶でなんですけれども、1つの団体は過去にこれまでやってきた潮騒まつりというイベントなどを軸に地域を一体的に取り組んで盛り上げていきたいとするご提案でした。それから、もう一つの提案は、にぎやかだったころの神割崎のあそこの施設が持つわくわく感みたいなものをもう一度地域の資源や魅力を生かしながら誘客を図っていきたいというようなご提案で、いずれも非常に魅力的な要素を持ったご提案でございました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、それで今回の観光協会さんに委託した場合に、協会さんの中の職員の中で正職員4名、緊急雇用5名、復興応援隊制度という方が6名あるんですけども、そういう方たちはそういう制度はどこからお金が出ているのか、国からの補助の事業でやっているやつなのか、それもおいおいは5年はもつかどうかわからないですけれども、こういった方たちが継続されなかった場合に、神割崎を指定管理受けで十分回していくのか、そういう懸念があるものですから、そこの部分をお聞かせいただきたいと思います。

ちなみに、ほかの団体では潮騒まつりの復活とか、にぎやかなことを再び、わくわく感をあれするというイメージで応募されたということですけれども、私、自分のことを言うのもなんなんですけれども、ちなみにこういった応募の運営方式の中にドッグランとか、私が思うには神割の指定管理が大変だったという、仮設をちなみに震災体験のような形で、何らかの形で残して、あそこを風化させない一環としてもしかすると利用できるんじやないかと私はそういう思いがあったものですから、今まで仮設の方たちに営業がいろいろ気を使っていたというのを、もし県と調整できるのでしたら、あの仮設をそれこそ体験宿泊なり何なりに使っていけるんじやないかと。私は行政の複雑な手続を完全に無視してこのようなことを聞い

ているんですけども、そういう提案がなかったのかどうかだけ伺って、質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 先に今のドッグランの関係ですが、指定管理者もいろいろと知恵を絞って自分たちに合った計画を出しているのだと思います。これからご承認いただければ、その中でいろんな知恵がまた生まれてくる中でそういったことが可能性があるとすれば、指定管理者の考えでの実行になるだろうとは思いますが、今段階で町からこれをやってくださいという中には入れることはちょっと難しいのかなと。

それから、ちょっと体制、私も緊急雇用5名の部分については、県の事業との兼ね合いで入れている数字の可能性もあるんですが、少なくとも応援隊制度は県の事業で27年度も確保できる見通しでございます。こちらの町でこれまで入れてきた人数だとすれば、これは独自に観光協会のほうでマンパワーを確保してやっていくんだろうと。

これから先、体制が全く変わらないでいくとはちょっと思いませんけれども、観光協会としても一層自立に向けた努力ということでやってございますので、これらの数字についてはそういった中での計画なんだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した杵沢地区公共下水道の災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） それでは、詳細について私から説明させていただきます。

参考資料の2ページをお開きください。

工事名が23都災第3651号の下水道災害復旧工事7工区でございます。

工事場所は、南三陸町歌津字杵沢地内。

工事概要ですが、伊里前処理区内の防集杵沢団地内の下水道管布設工事でございます。

施行延長は1,109.2メートル。

1号マンホール設置工が28カ所。それから、取りつけ管及びます設置工が60カ所。それから附帯工一式で御ございます。

入札執行日は、平成27年2月26日。

入札方法は、指名競争入札です。

6番、入札参加業者ですが、株式会社佐藤工務店、株式会社丸正建設工業南三陸営業所でございます。

7番以降については、予定価格と入札データを記載してございます。

最後に工事期間ですが、本契約締結日の翌日から平成27年3月25日までということでございますが、本工事は平成25年度から平成26年度への明許繰り越し分でございますので、この分につきましては平成27年度への事故繰越となります。工期につきましては、この工事請負の議案をお認めいただいた後に杵沢防集団地造成工事の工期に合わせまして、平成28年1月末と考えてございます。

また、関係図面を3ページ、それから4ページには工事請負仮契約書を掲載してございます。

以上で、議案の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 第1点目は、指名競争入札で参加したのが2社と。指名業者は何社だったのか。2社だけだったのかどうか。例えば5社をしたんだと、2社しか来なかつたんだと。3社はなぜ来ないんだろうということも考えなければならない。その辺なんです。

それから25年度から26年度に繰越明許としてやっている事業だと。26年度中にはできないので27年の3月まで終わらないからということですか、どうなんだ、事故繰越ということですよ。なぜこれまで延びてきたかということ、その理由ですよね。設計図ができなかつたのか、業者がなかなか手があかないために入札ができなかつたのか、その辺の理由はきっとしないとね。その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） まず、入札状況でございますけれども、11社指名してございまして9社辞退で、この記載2社が指名入札に参加したという状況でございます。

それと、なぜこれまで発注時期が遅延したのかということでございますが、この防集団地、中学校上、それから桙沢団地がございますけれども、その変更認可申請をこれまで下水道区域に入っていますので、その分について変更認可申請を行いました。それが認可が下りたのが26年の9月10日でありまして、それ以後に実施設計から積算の設計書作成となりまして、設計等の委託が思いのほか手間取りまして、4カ月ほどの日数を要したということございまして、発注時期に遅延が生じたということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第62号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第62号工事請負変更契約の締結についてを議題とした

します。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号工事請負変更契約の締結についてを
ご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した清水地区において実施しております防災集団移転促進
事業の造成工事に係る請負契約について請負金額を変更する必要が生じましたことから、南
三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議
会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決
定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第62号の細部説明をさせていただきます。

契約の目的につきましては、防集団地の清水団地の造成と工事でございます。

当初の契約金額に対しまして2億4,552万1,800円増額するものでございます。

当該契約につきましては、防集事業における団地造成のほか、国道45号からの進入路部分
は道路事業として取り組んでございます。全体の施工面積は道路事業業務分も含めますと、4.9
ヘクタールございます。54戸分の戸建ての宅地を来年の3月25日までの工事として現在取り
組んでいるところでございます。2月末までの工事の全体の進捗状況は46.4%となってござ
いまして、ほぼ計画どおり進捗をしております。

今回の主な変更要因は、後ほど説明いたしますが、硬岩の破碎の工法変更による増額。それ
と、団地のり面の部分についても中硬岩と固い土質になることから吹付の植生基材の吹きつ
け厚さについて変更する大きな増額がございます。それから、掘削残土の運搬距離短縮によ
る減額分を差し引いた金額が全体で約2億4,000万ほどとなるものでございます。

議案関係参考資料その2の5ページをお開き願いたいと思います。

清水団地の場外に搬出する掘削土の量は全体で約47万9,000立米計画してございます。先月
末現在では27.6万立米ということで、58%の出来高となってございます。ボーリング調査は
5ページの図面の青丸で表示をしたところで実施しておりますが、一部露出させた部分の状

況も踏まえまして、ピンク色の範囲で硬岩が出ていると推測されます。その量につきましては、約8万立米と見込んでございます。

今回の工法につきましては、施工性費用対効果、工程確保、さまざまな面から火薬を併用したリッパ掘削という工法を行うものでございます。

発破の工法につきましては、100メートル以内に家屋や国道など、そういった保安物件に対する制限がなされますが、5ページ目のちょっと見づらいんですが、団地の少し南側に一番近隣の住家がございます。そこでは硬岩を発破する位置から大体120メートルほど離れているということで、施工可能であるということで採用してございます。そのほかにも東側にも2軒住宅がございまして、これら3県の住宅につきましては、振動や騒音の影響が少なからずあるということで、事前に家屋の損傷等の確認、いわゆる家屋調査や施工時には振動とか騒音の測定を行うなど施工を進めていきたいと考えております。

現在の計画では、発破は1日に1回の破碎を計画してございます。1回の破碎で1,000立米の破碎を目標として進める予定です。仮に月20日稼働したといたしますと、4カ月、7月中をめどに硬岩の破碎を完了したいと考えております。

近隣の地域の方々には、大変なご迷惑をおかけして申しわけない状況ですが、全町にも周知、それと安全対策はしっかりと対応し、施工したいと考えております。

6ページ以降には、それぞれの断面における断面図を添付してございます。それと、本日追加でお渡しましたカラーの2枚の写真、団地のほぼ中央部から北側を望んだ写真を2枚、遠景と近景をつけておりますが、山になっている部分が硬岩の部分、露出をさせてボリュームを確認した部分となってございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については本議会を休会し、現地調査をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案については本会議を休会し、現地調査をすることに決定しました。

お諮りいたします。現地調査中に4時を回ってしまいますんで、時間延長をしたいと思います。それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。時間延長することにいたします。

それでは、現地調査のため本会議を休会いたします。

午後3時45分 休会

午後4時30分 開議

○議長（星 喜美男君） 現地調査のため休会しておりました本会議を再開いたします。

これより、議案第62号の質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 現地調査してきましたので、説明の中で2点ほど伺いたいと思うんですけれども、硬岩が発生して発破作業に切りかえると。のり面の吹きつけの厚さを変える必要があるというご説明がたしか先ほどあったと思うんですけれども、具体的に岩盤が違うことによってどういう増額の要因になるのかということをもう少し詳しくお伺いしたなと思います。とりあえず、まずその1点を。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） のり面の吹きつけ部分なんですが、吹きつけ厚さ、当初設計では軟岩系から中硬岩ということで3センチほどの厚さで設計を当初組んでいました。特に硬岩部分につきましては、実際の土壤のpHとかそういった測定のもとでやるんですが、ある程度中硬岩系から硬岩系であるということで、5センチから7センチのタイプに変更するということで、直接工事費だけでも3,500万ほどこの部分だけでふえてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 増額要因、ほかに発破工法変更で、土砂の搬出、運搬距離が低減されるという部分の差し引きがあると思うので、その金額がもしわかれればお知らせいただきたいということと、やはり一番気になるのは工期の関係だと思うんですね。予定していた当初の工期に間に合うようにということの増額とは思いますけれども、現時点での工期のおくれ等の見通しがどうになっているのか伺います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 硬岩掘削の部分にかかわるものとしましては、直接工事費ですが1億2,000万ほど増額となります。それと残土処理の運搬距離の関係で志津川市街地の部分なんですが、前段の部分、桜川近郊の盛り土等に使うということで、かなり距離が短縮されたということで、直接工事費で約7,000万ほど減額になっているという部分でございます。それと、工期の関係ですが、現在のところ、今非常にピークの状態で、月当たり4万

5,000立米ほど土砂を外に出しているということで、岩の掘削は月にしますと1日1,000立米で20日間ということで大体2万立米ということで4カ月、7月末までには何とか終わらせたいということで、当初計画でも残土の搬出が9月ごろまで見込んでございますので、その後の微調整も含めますと、まあまあそれほど工期に影響を与えるような状況には現在のところ計画上はなってございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） お聞きしたいのは、前者の答弁であったんですけれども、吹きつけの増額と運ぶ運搬の減額ということで説明あったんですが、もう一度詳しく増額になった2億4,500万円の内訳をお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 非常に細かい変更内容になってございまして、非常にちょっと面倒な部分がありますけれども、今お話ししたほかに宅盤の部分、硬岩につきましては、全体で80センチ下げるところまで硬岩を取り除きます。その後に80センチ分南側にあった土砂、盛り土材として確保している部分なんですが、あれを今度盛り土するという部分で2,000万円ほど直接工事費で増額となっております。そのほかにも非常に細かい土砂の借置場が生じたということで、道路清掃施設、スパツツという現場行ったときに、入り口でぎざぎざのところにダンプが載って泥を落としたりしているんですが、そういった仮設の部分で複数スパツツを用意しなければならないということで、その部分で1,000万ほど直接工事費でふえてございます。あとは、いろんな経費等も含めますと、差し引きしますとそういった金額になってくるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それじゃ、硬岩を碎く部分の作業の部分の金額というか、例えば課長さつき言ったやつを2億幾らから引くとその金額が出るのか。私が聞きたかったのは、発破を80回するのに1回当たり幾らぐらいかかるのか、そこをお聞きしたかったんですけれども。発破1回で幾らなのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと手元の資料が発破プラス掘削部分という形になりますので、正確な発破だけという金額はちょっと詳細は持ってございませんけれども、発破並びにリッパ併用での掘削とすれば、1立米当たり、1日幾らというのではなくて、工事の単価は立米当たりという単価になりますので、大体立米当たり1,650円ほどになるという直接工

事費ですが、単価的にはそういうことになります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第1号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、発議第1号南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君） ただいま、局長をして朗読したとおりでありますけれども、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。どうぞご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。局長。

○事務局長（芳賀俊幸君） ただいま、提出者の説明ございましたけれども、本条例一部改正につきましては、法律の改正によって教育委員会の代表者がかわることに伴う改正でござります。

3ページの新旧対照表をごらんいただきますけれども、第19条の出席説明の要求におきまして、現行の教育委員長を教育長に変更するものであります。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第2号 ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、発議第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ただいま、事務局長をして朗読したとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 請願3の1 防災対策庁舎の宮城県への移譲を求める請願書

○議長（星 喜美男君） 日程第19、請願3の1、防災対策庁舎の宮城県への移譲を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願3の1については、東日本大震災対策特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、請願3の1については、東日本大震災対策特別委員会に付託し、閉会中の継続審査することに決しました。

日程第20 陳情3の3 防犯カメラの設置に関する陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第20、陳情3の3、防犯カメラの設置に関する陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。陳情3の3については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、陳情3の3については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査することに決定いたしました。

日程第21 閉会中の継続調査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第21、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願ひいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3月定例会、閉会に当たりまして、私のほうから一言御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

3月3日開会をいたしまして、きょうまで21日間、途中卒業式等がございまして、なかなか集中審議ができなかったということもございますが、大変な長丁場の中、議員の皆さん方に今定例会に付議されました案件、全議案原案どおりご決定いただきましたこと、改めて厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

震災から早いもので4年が経過をいたしました。それぞれの復興事業等についても一定程度進捗をしたという認識がございますが、いずれまだまだ仮設住宅にお住いの方々たくさんいらっしゃる中でございますので、議会の皆さん方と力を合わせて復興事業にこれからも邁進をしていきたいと思います。

前にもお話ししましたように、ことしは病院の建設が進行する。戸倉小学校も2学期から子供たちが戸倉の地域に帰ることができます。それから、市場も完成を見ることができますということで、ある意味、南三陸の復興事業、一定程度見える形の中でことしは進捗ができると思ってございます。そういう意味におきましては、先ほど申しましたように、町民の皆さん、それから議会の皆さん、それから我々執行部、一丸となって南三陸町の復興のために頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくご協力賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

それから、最後になりますが、議会閉会で挨拶するのが、これが年度内最後になりますので、あえてお話しをさせていただきますが、ご案内のとおり3月末日を持ちまして遠藤副町長が勇退ということになります。大変、議員の皆様方にはとりわけ震災後の4年間副町長に対して大変ご支援をいただきましたこと、私のほうから心から厚く御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を述べさせていただきたいと思います。

3月定例会、大変ご苦労さまでございました。特に長期間にわたっての予算審査特別委員会、大変ご苦労さまでございました。延べ8日間というかつてない期間を要したわけでございますが、そのことによって審議が深まったかと思いますと、決してそのとおりとばかり言えない発言も大変多かったように思いますので、もう一度個々に検証していただきまして今後の議会に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大変ご苦労さまでございました。

これで、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第3回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時48分 閉会